

法務省矯成訓第10号

矯正管区長
刑事施設の長

受刑者の社会復帰支援に関する訓令を次のように定める。

令和5年11月24日

法務大臣 小泉龍司
(公印省略)

受刑者の社会復帰支援に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第106条第1項の支援（以下「社会復帰支援」という。）を適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(支援対象者)

第3条 社会復帰支援の対象となる受刑者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 引受人若しくは引受人以外の者であつて受刑者が釈放された後にその者の改善更生のために協力するものを確保すること、釈放後の適切な住居その他の帰住先を確保すること又は当該帰住先に帰住することが困難な者
- (2) 釈放後に医療又は療養を受ける必要があるものの、その調整が困難な者
- (3) 釈放後に就業又は修学を希望するものの、それが困難な者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する者

(支援の実施)

第4条 刑事施設の長は、支援対象者に対し、実施する社会復帰支援の内容について説明し、その意向を尊重しつつ、同支援を実施するものとする。

(刑事施設の外での支援)

第5条 刑事施設の長は、法第106条第2項の規定により刑事施設の外の適当な場所で社会復帰支援を行うに当たっては、社会復帰に対する意欲の喚起

及び釈放後の支援への円滑な移行の観点から、その必要性を判断するものとする。

(支援方針の明確化)

第6条 刑事施設の長は、社会復帰支援を行うに当たっては、支援対象者ごとに、法第106条第3項に規定する事情を考慮し、当該支援の方針を明確にするものとする。

(保護観察所の長等との連携)

第7条 刑事施設の長は、法第106条第4項の連携を図るため、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）第7条第4項に定める身上変動通知書により、刑事施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び支援対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、当該支援対象者に対する社会復帰支援の内容、方法及び実施状況等に関する情報を通知するものとする。ただし、急を要する場合又は軽微な内容の場合は、電話その他の適宜の方法によることができる。

附 則

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から施行する。